



市職員の給与を公表



市職員の給与は、地方公務員法（第24条）の規定により、国家公務員や他の地方公共団体の職員、民間企業職員の給与とのバランスを考慮して定められ、市議会で審議、決定された給与条例に基づいて支給されています。

市職員の給与は、昨年も広報紙などを通じて公表しましたが、ことしも引き続きお知らせします。今回も原則として昭和60年4月1日を基準として公表します。

人件費の状況は

市財政における給与、手当など人件費の状況について見てみますと、昭和59年度の普通会計決算（見込み）の人件費総額は、110億3,837万1,000円で、歳出総額448億2,959万9,000円に対し24.6%、市税収入額267億2,218万6,000円に対し41.3%を占めています。

なお、この普通会計の人件費には市長、助役、収入役議員、各種行政委員等に支給される給料、報酬等を含みますが、病院、水準事業などの公営企業会計及びその他の特別会計の職員分は含みません。

表1 人件費の状況(昭和59年度普通会計決算見込み)

住民基本台帳人口	歳出総額(A)	市税収入(B)	人件費(C)
214,801 人	44,829,599 千円	26,722,186 千円	11,038,371 千円
1. 歳出総額に占める人件費の比率 C/A			24.6%
2. 市税収入に対する人件費の比率 C/B			41.3%

職員給与費の状況

昭和60年度の普通会計予算による一般職1,757人の給与総額は、87億1,062万1,000円でその内訳は表2のとおりです。

表2 職員給与費の状況(昭和60年度普通会計予算)

区分	職員数A	給与費 B			1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当	
60年度	1,757人	5,273,281 千円	1,109,742 千円	2,327,868 千円	4,958 千円

職員給与の水準

職員給与の水準を示す国の給与を100とした富士市のラスパイレズ指数は、昭和50年4月1日の125.2をピークに年々減少してきました。

昭和59年4月1日では115.0となっており、この10年間で10.2ポイント低下したことになります。

昭和60年4月1日についても1ポイント以上の低下が望めます。

職員の平均給料月額、平均年齢及び初任給等の状況

市職員と言っても多くの職種があり、本市の場合、税務職、消防職、医師職、医療技術職、看護保健職、技能労務職、水道企業職、教育職、その他一般行政職というように区分され、国家公務員に準じ五つの給料表が条例

化されています。このうち代表的な職種である一般行政職と技能労務職の平均給料月額、平均年齢、初任給基準、経験年数別、学歴別平均給料月額を表3から表5までに示しました。

表3 平均給料月額等の状況(昭和60年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
富士市	円 249,290	歳 39.5	円 231,542	歳 46.3
国	円 219,097	歳 39.8	円 198,533	歳 47.4

表4 初任給の状況(昭和60年4月1日現在)

区分		富士市		国	
		初任給	採用2年経過日給料月額	初任給	採用2年経過日給料月額
一般行政職	大学卒	円 112,800	円 125,600	円 107,500	円 118,800
	高校卒	96,600	103,600	90,700	96,600
技能労務職	高校卒	93,600	99,900	88,700	94,400

表5 経験年数別学歴別平均給料月額の状況(昭和60年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上～15年未満	経験年数15年以上～20年未満	経験年数20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	218,800円	264,100円	313,600円
	高校卒	188,300	223,200	271,800
技能労務職	高校卒	163,900	195,300	233,200

職員数の状況

本市は、昭和57年4月から5年間で5%の職員数を削減する方針に従って減員を実施中です。本年は、新幹線新駅設置に伴う要員6人、去年の新病院開設による医師

看護婦等99人、消防分署の新設に伴う消防吏員7人、計112人が増員となりました。

しかし、その他の部門で34人の減員となり全体として78人が増え、昨年を上回る職員数となりましたが、今後とも不要不急の部門については、積極的に定数減を実施し、減量経営に努力をしていきます。

表6 部門別職員構成

部門	区分		増減	部門	区分		増減	部門	区分		増減
	59年度	60年度			58年度	59年度			58年度	59年度	
議会 総務 (税務を含む) 民生・福祉	14人	14人	0人	衛生	210人	209人	△1人	消防	189人	196人	7人
	343	349	6	商工・農林	87	85	△2	病院	335	434	99
	359	353	△6	土木建設	215	205	△10	水道	67	64	△3
				教育	434	422	△12	合計	2,253	2,331	78

△印は減

表7 一般行政職の役職別等の職員数の状況(昭和60年4月1日現在)

標準的な職務内容	部長 局長	課長 室長	課長補佐 主幹	係 主任 査	主 主	主技 主技 主技	事師 師 師	事師 師 師	計
職員数	17人	58人	85人	227人	684人	1,071人			
構成比	1.6%	5.4%	7.9%	21.2%	63.9%	100%			
1年前の構成比	1.6%	5.7%	7.5%	20.5%	64.7%	100%			

1、富士山のように美しく自然を愛しきれいな環境をつくります

諸手当の状況

民間企業で支払われるボーナス（賞与）に相当する期末、勤勉手当、退職時に支払われる退職手当また、扶養、住居、通勤手当等その他の諸手当については、表8から表10までのとおりです。

表8 期末・勤勉手当の状況

区分	富士市			国		
期末手当	(60年度支給割合)			(60年度支給割合)		
	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
勤勉手当	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	—	3月期	0.5月分	—
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分

表9 退職手当の状況(昭和60年4月1日現在)

区分	富士市			国		
	勤続年数	自己都合 月分	勸奨(定年) 月分	勤続年数	自己都合 月分	勸奨(定年) 月分
退職手当 (支給率等)	勤続20年	21.0	36.855 (30.7125)	勤続20年	21.0	28.875 (28.875)
	勤続25年	28.375	47.385 (47.385)	勤続25年	33.75	44.55 (44.55)
	勤続35年	48.125	67.5675 (67.5675)	勤続35年	47.50	62.7 (62.7)
	最高限度額	60.0	67.5675 (67.5675)	最高限度額	60.0	62.7 (62.7)
その他の加算措置制度なし			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			

表10 その他の手当の状況(普通会計分)

名称	支給の内容	備考
(1)調整手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の5%が支給され、昭和59年度中の職員1人当たりの平均支給月額は8,548円でした。	昭和60年4月1日現在
(2)特殊勤務手当	危険、困難、不快、不健康な業務についたとき支給されます。現在25種で、支給対象者1人当たりの平均支給月額は4,730円でした。 (例・清掃作業手当、特殊施設勤務手当、消防手当、防疫作業手当)	昭和59年度決算
(3)時間外勤務手当	通常の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。昭和59年度中の職員1人当たりの平均支給月額は1万1,257円でした。	昭和59年度決算
(4)扶養手当	配偶者 月額1万3,200円 その他の扶養親族 2人まで1人につき月額4,200円 3人目以降 月額1,500円	昭和60年4月1日現在
(5)住居手当	借家、借間の職員 最高支給額 月額1万4,700円 最低保障額 月額 3,000円 持ち家の職員 月額 3,000円	昭和60年4月1日現在

名称	支給の内容	備考
(6)通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額実費支給 交通用具使用者 通勤距離2km以上の者については通勤距離別支給 月額3,900円~1万7,800円 その他 月額1,500円	昭和60年4月1日現在

特別職の報酬は

市長、助役、収入役、議員等特別職の報酬等の状況は次のとおりです。

表11 特別職の報酬等の状況(昭和60年4月1日現在)

区分	月額	区分	支給期	支給割合
給料	市長 715,000円	市長 助役 収入役	6月 12月 3月計	1.75月 2.375月 0.625月 4.75月
	助役 590,000円			
	収入役 525,000円			
報酬	議長 480,000円	議長 副議長 議員		
	副議長 430,000円			
	議員 385,000円			

1、富士山のように 高く 教養を深め 視野のひろい市民となります